

令和4年1月から転入や転出の届出、証明書の交付申請がインターネットから事前に入力できるようになります

これまでの紙による申請手続きに併せて、インターネット（Web）からの事前入力及び、区役所や支所の記載台のタブレット端末から入力できるようになります。

事前に情報を入力しておくことで、区役所や支所の窓口で待ち時間が節約できます。また、アンケートに答えることで、来庁の際の必要な持ち物のチェックや、関連した手続きの確認も行えます。

1 開始日

令和4年1月4日（火）

2 対象となる届出

転出届（市外へ移転）
区間異動届（市内他区へ移転）
転居届（同区内で移転）
転入届（市外から移転）
世帯主変更届（世帯主の変更のとき）
世帯合併届（世帯をまとめるとき）
世帯変更届（別の世帯へ異動するとき）
世帯分離届（世帯を分けるとき）



3 対象となる証明書

住民票の写し
住民票記載事項証明書
印鑑登録証明書
戸籍全部事項証明(とう本)・戸籍個人事項証明(しょう本)
戸籍一部事項証明 等

【問合せ先】

川崎市市民文化局市民生活部

戸籍住民サービス課 渡辺

連絡先：044-200-2734



令和4年1月開始!

転入等の際に、インターネットから事前に入力しておく、
区役所の窓口で待ち時間が節約できます。

パソコン・スマホ
どちらでも手続きできます

従来の窓口での
手続きも対応可!

手続き後に
表示されるQRコードを
持っていきましょう



来庁の際、ご不明なことが
ございましたら腕章をつけている
スタッフへお声がけください

詳しくは QR コードまたは検索で
ホームページをご覧ください

川崎市 ネットdeスマート



